

參考資料

I 日出町地域福祉計画策定委員会設置要綱

日出町告示第 75 号

日出町地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 6 月 30 日

日出町長 本 田 博 文

日出町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する日出町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関する事項を検討するため、日出町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の方針及び策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定に係る重要事項に関すること。

(組織及び職務)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者及び社会福祉法人日出町社会福祉協議会の職員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副町長をもって充て、副委員長は委員の内から互選する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(代理者)

第5条 委員長は、委員がやむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者の出席を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでとする。

(協働)

第7条 地域福祉計画の策定にあたり、社会福祉法人日出町社会福祉協議会と協働するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

| | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|-----------|--------|
| 副町長 | 教育長 | 総務課長 | 政策企画課長 | まちづくり推進課長 | 住民生活課長 |
| 子育て支援課長 | 健康増進課長 | 学校教育課長 | 社会教育課長 | | |

2 策定検討会・策定委員会 委員名簿

第4次日出町地域福祉計画・日出町地域福祉活動計画

策定検討会委員名簿

| 所属等 | 氏名 | 備考 |
|--------------------|-------|--------|
| 大分大学福祉健康科学部 講師 | 齋藤 建児 | 学識経験者 |
| 速見郡杵築市医師会 | 幸松 晃正 | 医療関係 |
| 日出町民生委員・児童委員協議会 会長 | 神田 英己 | 福祉関係 |
| 日出町身体障害者福祉協会 会長 | 岩尾 幸六 | 福祉関係 |
| 日出町校長会 会長 | 浅野 邦広 | 教育関係 |
| 日出町老人クラブ連合会 会長 | 河野 正光 | 地域活動団体 |
| 日出町女性団体連絡協議会 会長 | 伊藤 京子 | 地域活動団体 |
| 日出町ボランティア協議会 会長 | 阿部 長夫 | 地域活動団体 |
| 日出町区長会 会長 | 武野 和明 | 地域活動団体 |
| 大分県東部保健所地域福祉室 室長 | 山本 圭二 | 関係行政機関 |

第4次日出町地域福祉計画・日出町地域福祉活動計画

策定委員会委員名簿

| 所属 | 氏名 |
|--------------------|---------|
| 副町長 | 一丸 淳 司 |
| 教育長 | 恒川 英 志 |
| 総務課長 | 河野 匡 位 |
| 政策企画課長 | 梶原 新 三 |
| まちづくり推進課長 | 藤本 周 司 |
| 住民生活課長 | 伊豆田 政 克 |
| 子育て支援課長 | 満石 加寿美 |
| 健康増進課長 | 木付 達 朗 |
| 学校教育課長 | 竹内 由 佳 |
| 社会教育課長 | 河野 英 樹 |
| 日出町社会福祉協議会 事務局長 | 藤本 英 示 |

3 計画の策定経過

| 開催(実施)事項 期日 | 内 容 |
|--|--|
| 意識調査の実施 ◆住民意識調査 調査時期：令和4年11月1日～11月18日 ◆中学生意識調査 調査時期：令和4年11月1日～11月25日 | |
| 地区座談会の実施 第1回 南端地区 令和4年12月5日(月) 第2回 豊岡・平道地区 令和4年12月6日(火) 第3回 川崎地区 令和4年12月7日(水) 第4回 藤原地区 令和4年12月8日(木) 第5回 日出地区 令和4年12月9日(金) 第6回 大神・真那井地区 令和4年12月12日(月) | |
| 第1回策定委員会 令和4年12月22日 | 協議事項 (1) これまでの経緯について (2) 策定委員会及び審議会について (3) 計画策定について (4) 今後のスケジュールについて |
| 第2回策定委員会 令和5年2月7日 | 協議事項 (1) 計画骨子(案)について (2) 今後のスケジュールについて |
| 第1回策定検討会 令和5年2月21日 | 協議事項 (1) 策定検討会について (2) 計画骨子(案)について (3) 今後のスケジュールについて |
| 第3回策定委員会 令和5年2月28日 | 協議事項 (1) 第1回策定検討会について (2) 計画骨子(案)について (3) 今後のスケジュールについて |
| 第2回策定検討会 令和5年3月9日 | 協議事項 (1) 計画骨子(案)について (2) 今後のスケジュールについて |
| 第4回策定委員会 令和5年3月24日 | 協議事項 (1) 計画素案について (2) 今後のスケジュールについて |
| 第3回策定検討会 令和5年4月6日 | 協議事項 (1) 計画素案について (2) 今後のスケジュールについて |
| パブリックコメントの実施 実施期間：令和5年4月10日～4月23日 | |
| 第5回策定委員会 令和5年5月1日 | 協議事項 (1) パブリックコメントについて (2) 計画素案及び概要版について (3) 今後のスケジュールについて |
| 第4回策定検討会 令和5年5月11日 | 協議事項 (1) パブリックコメントについて (2) 計画素案及び概要版について (3) 今後のスケジュールについて |

4 用語集

あ行

アウトリーチ

さまざまな形で、必要な人に必要なサービスや情報を届けること。

アセスメント

人やものごとを客観的に評価・分析すること。福祉におけるアセスメントとは、介護対象者やその家族との面談や聞き取りなどから、心身の状態や日常生活の状況といった情報を収集し、対象者の要望をくみ取ること。

アプリ

アプリケーションソフトウェアの略で、特定の目的をもってつくられた専用のソフトウェアのこと。

SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。「Facebook」（フェイスブック）や、「Twitter」（ツイッター）、「Instagram」（インスタグラム）などが有名。

SDGs（エスディージーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、2030 年を年限とする 17 の国際目標。ジェンダー平等や貧困、経済成長等の 17 の目標（ゴール）のもと、169 のターゲット、232 の指標が決められている。

か行

核家族

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のこと。

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。児童や高齢者に対する虐待が問題となっている。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、相手に協力しながら活動すること。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をするこ
と。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこ
と。

個人情報

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

さ行

災害ボランティア

台風等による風水害や、地震、津波などの災害が発生した場合、被災地でボランティアとして行う支援活動。

自主防災組織

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

スクールカウンセラー

心理学の専門的な知識をもち、就学後の児童から青年期の生徒の心のケアに携わる専門職。具体的には、学校などの相談室に来室した児童・生徒がどのようなことで悩んでいるのかを引き出し、最適なアプローチ方法を評価したうえで、適切な心理療法を選択・実施する。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力し、関係機関と連携・調整を図りながら、児童生徒を取り巻く状況を改善していく専門職。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」ともいう。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす。

成年後見制度

精神上の障がいなどによって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらうしくみ。

た行

地域共生社会

高齢者・障がいのある人・子どもなどすべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとものに創っていく社会。

地域内フィーダー交通

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において地域間交通ネットワークと接続して支線として運行している地域公共交通を意味する。

な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がいのある人・精神障がいのある人など、判断能力の不十分な人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

認知症

記憶障害から始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする支援者。認知症サポーター養成講座は、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小、中、高等学校の児童生徒などが受講している。

は行

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

フードドライブ

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。

フォローアップ

すでに始めたことや習ったことに対して、それを強化したり効果を認識したりするために、ある程度時間が経ってから繰り返し行うこと。

プラットフォーム

台、壇、台地、高台、舞台、乗降場などの意味を持つ英単語。システムやサービスを動かすための「土台」や「基盤となる環境」のこと。

ホームスタート(家庭訪問型子育て支援)

乳幼児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が、週に1回2時間程度、無償で訪問し、「傾聴（親の気持ちを受け止めて話を聴くこと）」と「協働（親と一緒に家事や育児、外出などをすること）」をする家庭訪問型子育て支援ボランティア。

ホームヘルパー

自宅で暮らす要介護者の日常生活の援助を行う介護スタッフ。介護保険上では「訪問介護員」と呼ぶ。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。

ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

ま行

マッチング

一致することを意味する英語で、お互いの条件があうことや、何かと何かを合わせてくっつけることを意味する。

民生委員・児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき町長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

